

1	保育所若しくは認定こども園における保育又は家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、子が1歳(1歳6か月)に達する日後の期間について、当面希望する保育の実施が行われない場合 (速やかな職場復帰を図るために保育の利用を希望しているものであると組合の代表者が認める場合に限る。)	
	速やかな職場復帰を図るために保育の利用を希望しているものであると組合の代表者が認める場合とは次の(1)～(3)のいずれの要件も満たす場合とする。	
	(1)	市区町村に対して、育児休業等の申出に係る子が1歳に達する日までに保育利用の申し込みを行っていること。ただし、保育を希望し、市区町村に対して、育児休業等の申出に係る子が1歳に達する日までに保育利用の申し込みを行おうとしたものの、一定の理由により申込みができなかった場合を含む。 「一定の理由」とは、育児休業等の申出に係る子の疾病や障害により特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込みの受付ができないとされた場合が該当し、単に申込みを失念していた場合や、市区町村への相談なく組合員の判断のみによって申込みを行わなかった場合はこれに該当しないものとする。
	(1)の申込みの内容が、速やかな職場復帰を図るために保育を希望しているものであると認められること。具体的には、次の①～③のいずれも満たすものであること。	
	①	利用(入所)開始希望日を育児休業等の申出に係る子が1歳に達する日の翌日以前の日としていること。ただし、子が1歳に達する日の翌日に属する月について、市区町村が保育利用の募集を行っていない場合は、利用(入所)開始希望日を育児休業等の申出に係る子が1歳に達する日の翌日から2か月後までの日としていること。
	(2)	入所保留扱いとなることや育児休業等を延長することを積極的に希望する旨の意思表示を、育児休業等の申出者が市区町村に対して行っていないこと。 「入所保留扱いとなることや育児休業等を延長することを積極的に希望する旨の意思表示」とは、「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業等からの職場復帰の意思がない」、「育児休業等の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことが入所申込時に明示的に意思表示されている場合が該当する。 一方、「保育所等に入所できない場合は育児休業等の延長も許容できる」といった消極的に育児休業等の延長も可能な旨、すなわち、選考結果次第では育児休業等を終了して職場復帰するつもりがあることが読み取れる旨の意思表示はこれに該当しないものとする。

2	常態として育児休業等の申出に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳(1歳6か月)に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であったものが次のいずれかに該当した場合	
	イ	死亡したとき
	ロ	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業等の申出に係る子を養育することが困難な状態となったとき
	ハ	婚姻の解消その他の事情により配偶者が育児休業等の申出に係る子と同居しないこととなったとき
	ニ	42日間(多胎妊娠の場合は98日間)以内に出産する予定であるか又は産後56日間を経過しないとき